

※被告・関係当事者名は仮名に置き換え済み

令和3年（ワ）第378号 損害賠償請求事件（第1事件）

原告 ■■■■■ 外

被告 S社 外

令和4年（ワ）第354号 損害賠償請求事件（第2事件）

原告 ■■■■■ 外

被告 静岡県 外1名

準備書面（2） （損害論）

令和6年5月14日

静岡地方裁判所沼津支部民事部合議2B係 御中

第1事件原告■■■■■、第2事件原告■■■■■、第1事件原告■■■■■、
第2事件原告■■■■■、第2事件原告■■■■■、第2事件原告■■■■■、第
2事件原告■■■■■、第1事件・第2事件原告■■■■■、第1事件・第2事
件原告■■■■■、第1事件・第2事件原告■■■■■

訴訟代理人弁護士 池田直樹

同 吉田理人

同 小島寛司

同 辻岡信也

同 杉田峻介

同 渡部貴志

同 中江友紀

訴訟複代理人弁護士 永田 駿

第1 はじめに

本件災害は、約48,000m³にも及ぶ土砂が、土石流となって高速で逢初川を流れ下り、住宅地を襲い家屋等押し流し、死者28名（直接死26名、関連死1名）という人的被害を引き起こすとともに、142世帯・136棟の物的被害をもたらしたものである。

本件において、被告らは本件土石流（本件災害）の発生について責任を争っているが、準備書面（1）においても主張しているとおり、事業者らにおいて違法な盛土を繰り返し、また、行政においてはその違法性を認識しながら適切な対応を怠り、それらが盛土の崩壊を招き本件土石流が発生したことからすれば、被告らが責任を負わないことはあり得ない。他方で、本件においては、各被告らの責任の評価のために、各被告らの行為・不作為がどのように本件土石流の発生に影響したのか、その影響の程度も含め審理の中で詳細に明らかにされる必要があるが、事実経過が極めて複雑な本件においては、被告らが責任を争う中で、本件土石流に係る責任の審理にも一定の期間を要すると考えられる。

そのため、本件においては、責任に係る審理と並行して、原告らに生じた損害についても早期に審理を進めるべきである。また、土石流が逢初川の中下流域の周辺地域を流れ下り、原告らの人命・身体・財産に多大な被害を及ぼした本件においては、後記の通り、その損害の内容も多岐に渡り、詳細な立証を要するほか、また原告数も多数に及ぶ中で、損害の整理にも一定の期間を要するものと考えられる。さらに、損害に係る事実認定、評価を適切に行うにあたっては、裁判所に本件の被害の実態を早期に把握していただくことが必要であると考えられる。

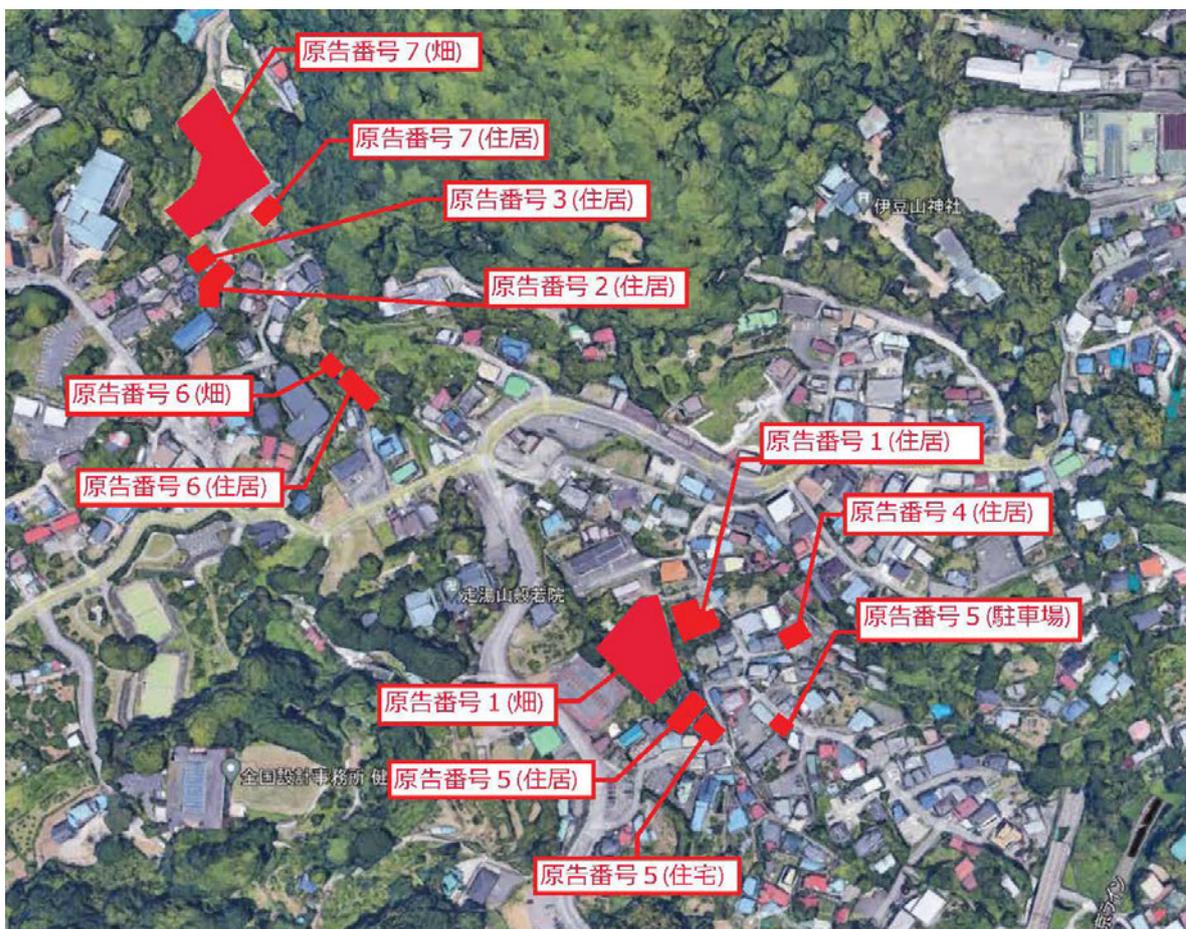
以上のことから、頭書原告らにおいては、順次、損害に係る具体的な主張、立証を行っていくものである。

本書面では、まず、甚大な被害をもたらした本件土石流と、被災した原告らないしその家族（以下「本件被害者ら」という。）の生活領域との位置関係を明らかにし、本件事故による被害実態の概要を明らかにする。

第2 本件土石流による被害実態

1 被災した住居等の位置

本件被害者らの住居、畑、駐車場等の位置は、以下のG o o g l e E a r t hの航空写真上に、赤色で示した場所である（甲イS1-1、甲イS1-2、甲イS1-3、甲イS1-4—本件被害者らの住居等の位置。原告（世帯）番号は別紙のとおり。）。



2 本件土石流の流下状況

本件土石流の流下状況や範囲については、静岡県令和4年9月8日付「逢初川土石流の発生原因調査報告書」4-1以降に、その概要が報告されている。同報告書に掲載されている時系列図に、本件被害者らの住居等の位置を照らし合わせ、本件土石流の流下状況との位置関係を明らかにしたものが、以下の表である（数字は原告（世帯）番号を示す。）。

時刻等	流下状況・範囲	概要
<p>10:28</p> <p>第1波</p>	<p>図 4-6 土石流の流下時系列図① 10:28 第1波</p> <p>(甲イS2)</p>	<p>10:28の少し前、粘性度の高い本件土石流が「爆発するような勢い」で谷出口に到達し、建設資材倉庫や住家が流失した(図4-6)。その後少なくとも3回の段波が谷出口で確認され、その一部は泥を主体とした流速2m/s程度のゆっくりした流れである。10:42時点では先頭部は指導伊豆山神社線付近で停止している。</p>
<p>10:55</p> <p>第2波</p>	<p>図 4-7 土石流の流下時系列図② 10:55 第2波</p> <p>(甲イS3)</p>	<p>10:53に逢初川源頭部の左岸側崩落が発生し(これは水道管破断記録より特定)、10:55に最大規模の段波(第2波と呼ぶ)として市道伊豆山神社線に到達し、多くの人家を破壊した(図4-7)。この流速は8~9m/s程度、流量は2000m³/s程度と推定される。この段波の末端停止地点は不明だが、新幹線横過部上流までは至っていない。(ただし、水分が多いものは流下していた可能性がある。)</p>

<p>10:59 第3波</p>	<p>図 4-8 土石流の流下時系列図③ 10:59 第3波 (第2波からの再移動か) (甲イS4)</p>	<p>10:59、市道伊豆山神社線付近で再び本件土石流の流下が確認された(第3波と呼ぶ)(図4-8)。第2波の堆積土砂が再移動したのように見える。この段波も新幹線横過部上流までは至っていない。</p>
<p>11:00 すぎ 小康状態</p>	<p>図 4-9 土石流の流下時系列図④ 11時すぎの小康状態 (甲イS5)</p>	<p>11時すぎ、小康状態。</p>

11:15

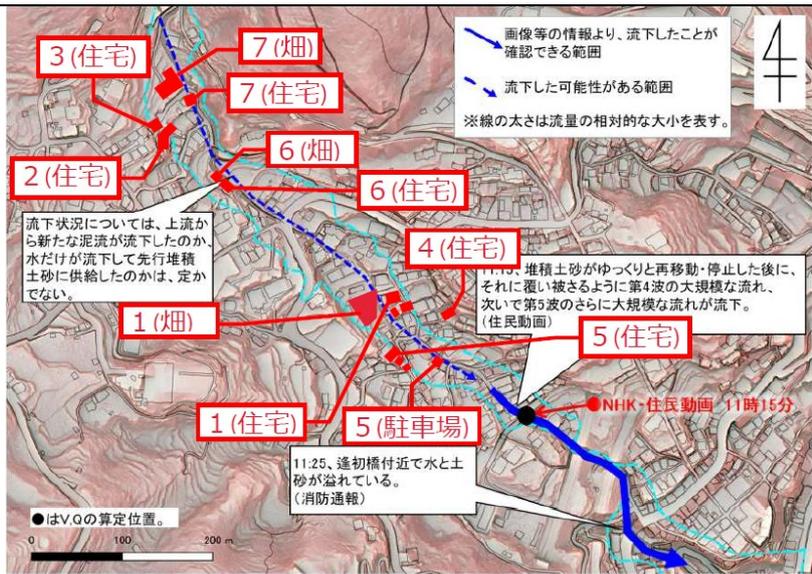


図 4-10 土石流の流下時系列図⑤ 11:15 第4波・第5波 (甲イS6)

11:15、新幹線横過部上流で、瓦礫と土砂が上流から極めてゆっくりと押し出された後、それに覆い被さるように明瞭な段波が流下し(第4波と呼ぶ)、次いですぐ後にさらに大規模な段波が流下した(第5波と呼ぶ)(図4-10)。

12:00
まで
小康状態

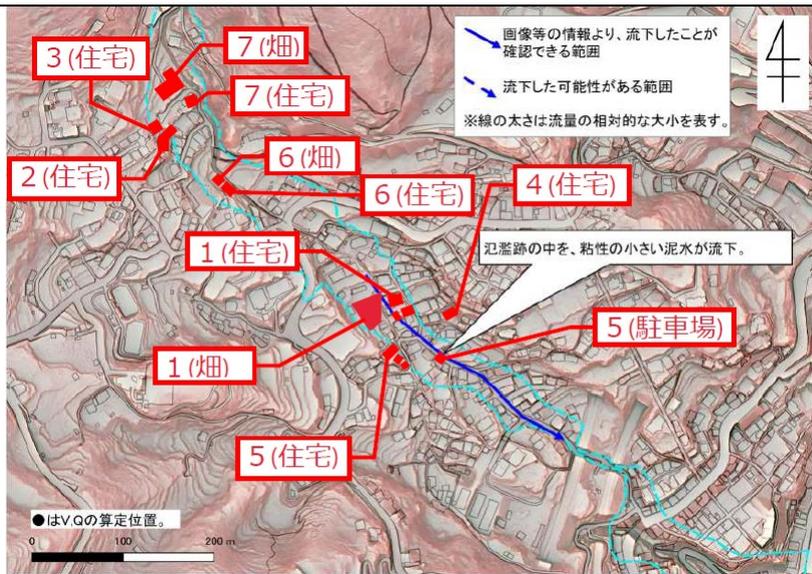


図 4-11 土石流の流下時系列図⑥ 12時までの小康状態 (甲イS7)

12時までの小康状態。

<p>12:10 第6波</p>	<p>図 4-12 土石流の流下時系列⑦ 12:10 第6波 (甲イS8)</p>	<p>12:10、逢初橋に流速 1 m/s 程度のゆっくりとした流れが流下(第6波と呼ぶ)(図4-12)。この流れは道路下にある河道ではなく道路上を流下してきた。</p>
<p>13:47 第7波</p>	<p>図 4-13 土石流の流下時系列⑧ 13:47 より後 第7波 (甲イS9)</p>	<p>13:47より後の時刻で、逢初橋付近の人家が後ろからゆっくり押されるように倒壊したことから、第6波と同様の高粘性の流れが流下したと考えられる(第7波と呼ぶ)(図4-13)。</p>

以上の流下概要を、各波ごとに主だった時間ごとに、どの範囲で本件土石流が流下したかと、その時の流速・流量を1枚にまとめたものが図4-14の総括図であり、これに、本件被害者らの位置情報を照らし合わせたものが、以下の図である(甲イS10)。

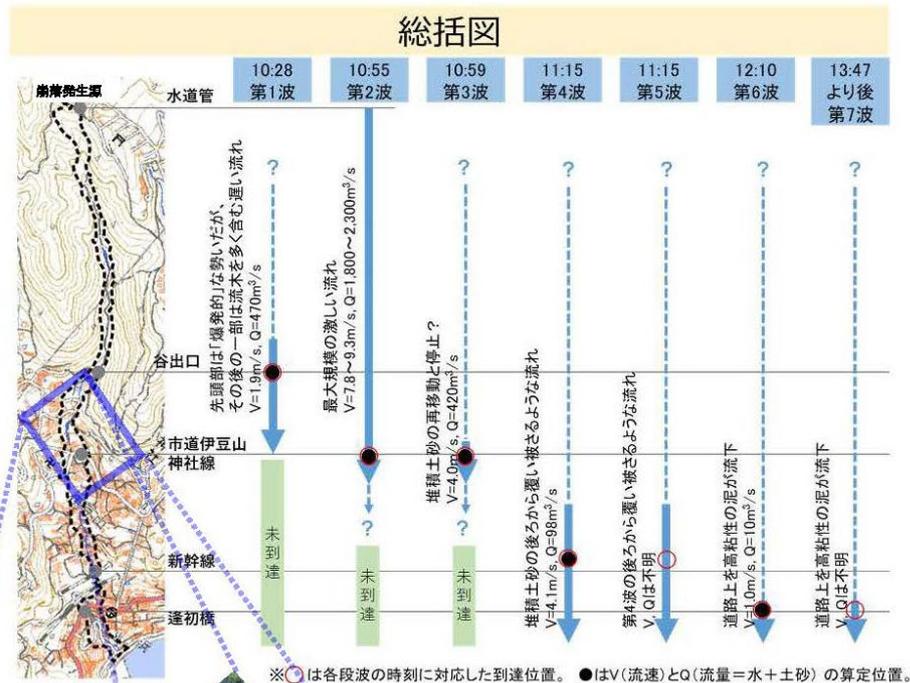


図 4-14 土石流の流下時系列の総括図

以上の本件土石流の流下状況及び範囲と本件被害者らの住居等の位置関係からわかるように、本件土石流は、おおむね第1波及び最大規模の第2波の時点で本件被害者らの住居等に到達し、その後、段波として幾度となく押し寄せたものであった。本件土石流が、高速で住宅地を縦断するように流下したことで、

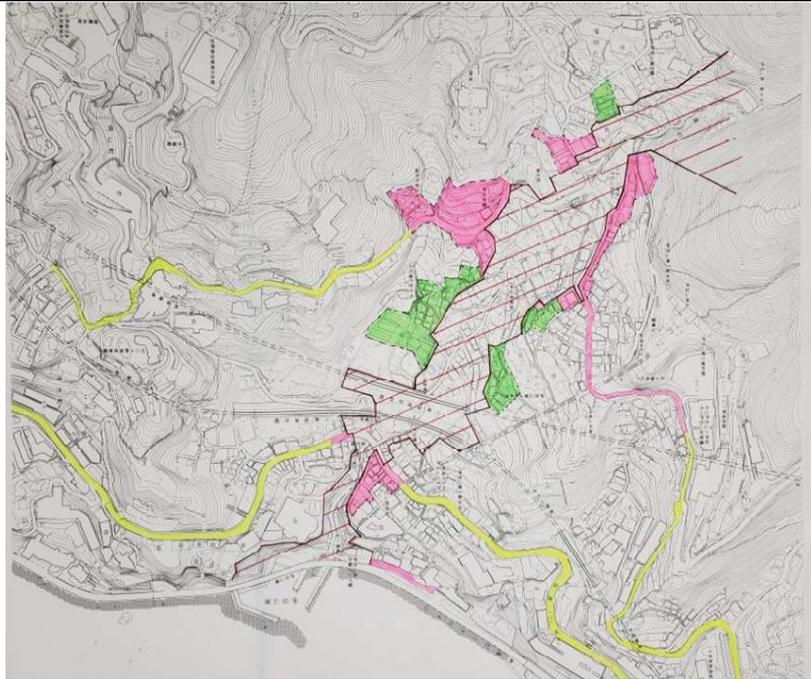
避難する間もなく自宅もろとも流された被害者も少なくなく、人命と財産に対して極めて甚大な被害をもたらした。また、このような甚大な被害を生じたことで、その後も多くの被害者らが帰宅困難となり、従前の平穏な生活長期的に奪われることとなった。

第3 避難の実態

1 立入禁止区域・警戒区域の設定

本件災害により、本件土石流の流下範囲にいた住民らは、事実上避難を強いられたが、法的には以下のとおり、災害対策基本法に基づく立入禁止区域ないし警戒区域等の設定・変更等により、立退き避難が強いられ、居住地等への立ち入りが禁止された（甲イS11—大雨に関する情報）。なお、災害対策基本法第63条第1項に基づいて設定された警戒区域への立ち入りは、10万円以下の罰金または拘留という刑事罰をもって禁止されているものである（同法第116条第2号）。

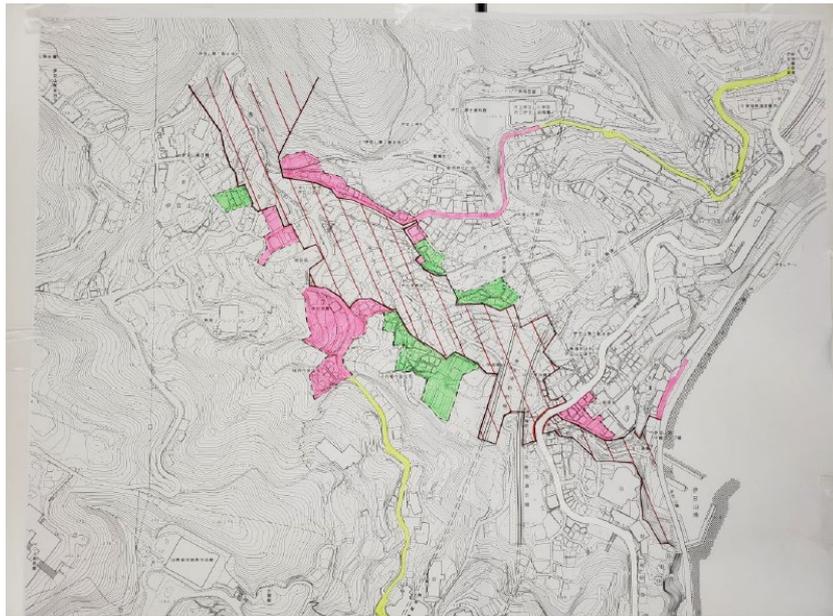
日時	発令内容
R3.7.3 AM11:05	熱海市市民生活部危機管理課から、市内全域に土砂災害警戒レベル5「緊急安全確保」が発令された。同発令は、第3波の約6分後、第3波の後のことであるが、伊豆山の本件災害発生地域は、原則立退き避難となった。
R3.7.7 PM2:50	伊豆山地区の一部（災害発生地域）については、引き続き、土砂災害の発生の恐れが極めて高いことから、警戒レベル5「緊急安全確保」が継続された。それ以外の地域は警戒レベル3「高齢者等避難」に切り替えられた。
R3.7.12 PM0:00	伊豆山地区の一部（災害発生地域）については警戒レベル5「緊急避難確保」を継続し、同地域を除く市内全域に発令されていた警戒レベル3「高齢者等避難」も解除された。
R3.7.18 PM2:00	伊豆山の一部地域に、以下の区域の設定がなされた（甲イS12—緊急安全確保区域の変更及び搜索活動と生活再建等を優先する区域の設定について）。



- ・ 緊急安全確保解除区域（赤い斜線外側の部分）
- ・ 捜索活動の拠点区域（ピンクで表記）
- ・ 段階的な生活再建をめざす区域（グリーンで表記）
- ・ 立入禁止する区域（赤い斜線で表記）
- ・ 捜索活動優先道路（ピンクで表記）
- ・ 生活再建優先道路（黄色で表記）

R3.7.29
PM3:00

国道135号線通行止め解除に伴い、国道135号線の足川交差点から伊豆山交差点に係る地域について立ち入り禁止等の制限が解除された（甲イS13—2021年7月29日 国道135号線通行止め解除に伴う立ち入り禁止区域等の変更について）。



<p>R3.7.31 PM0:00</p>	<p>搜索活動の方法や重点範囲に見直しがあったことから「立入禁止区域」(赤枠)の見直しがなされた(甲イS14の1—2021年7月31日 立ち入り禁止区域の見直し、甲イS14の2—甲Mの1に本件被害者らの位置を加筆したもの)。</p>  <p>立入禁止区域の見直し 令和3年7月31日正午 適用</p> <p>捜索活動の方法や重点範囲に見直しがあったことから「立入禁止区域」(赤枠)を見直します。 あわせて「警戒区域」のうち、緑色で表記する主要なライン(未復旧区域)についても復旧の進捗にあわせて見直し(ピンク色で表記)して捜索活動範囲について変更いたします。 また、オレンジ色で表記する建物は「立入禁止区域」から除外し立ち入りすることができるようになります。 可能性を否定できない土砂流の再発などを考慮して現状での居住は困難と判断し「特定建物」になりました。 なお、「立入禁止区域」、「警戒区域」、「特定建物」は今後のライフラインの復旧や防災工事の進捗などにより随時更新いたします。</p> <p>「立入禁止区域」と「警戒区域」の見直しに伴い構想される整備におかれましては、復旧工事に伴う騒音や、交通規制、路線バスの運休など、まだまだ困難な生活が続きますが、捜索活動と復旧工事へのご理解とご協力をお願いしますとともに、交通安全と防犯(防火)も、いつ起こってもおかしくない災害への備えを怠ることなく続けていただきますようお願い申し上げます。</p> <p>縮尺 1 : 2500</p>
<p>R3.8.16 AM9:00</p>	<p>災害対策基本法第63条第1項に基づき警戒区域が設定され、同地域への立ち入りが、災害応急対策に従事する者を除いて原則禁止された(甲イS15—土砂災害発生のため立ち入り規制を行います)。かかる警戒区域の設定に伴い、伊豆山知育の一部(災害発生地域)に発令されていた警戒レベル5「緊急安全確保」が解除された。</p> 
<p>R5.9.1 AM9:00</p>	<p>上記警戒区域が解除された(甲イS16—災害対策基本法第63条第1項に基づく警戒区域を解除します)。</p>

以上のように、本件災害の発生地域は、少なくとも発災の直後から令和5年9月1日までの間は、緊急安全確保ないし警戒区域の設定により、事実上又は法律上立退き避難ないし立入禁止が強いられ、居住地等への立ち入りが制限されることとなった。

ただし、令和5年9月1日に警戒区域の設定が解除されたことをもって、災害発生地域内に居住していた住民らが一斉に帰還することができたわけではない。警戒区域の設定解除の時点においても、ライフラインの復旧予定が立っていない地域や、住居の修繕工事等を行えば住むことができない世帯が大部分であった。そのため、警戒区域の設定が解除されてもなお、本件被害者らは現実に居住地に帰還することができず、現在も避難先での生活を余儀なくされている世帯も少なくない。

以上のとおり、本件被害者らは、発災後少なくとも2年以上にわたる避難を余儀なくされ、一部の被害者については、帰還の具体的目途が立たず現在もなお避難生活を継続していることから、本件災害における避難による被害の実態についても、極めて重大で看過できない精神的損害が生じたものといえる。

第4 損害の種類

本件事故の発災により、以上のような本件土石流の流下による物理的ないし直接的な被害と、警戒区域等の設定及び復旧・帰還の困難性からの長期的な避難生活による被害の実態があった。

そのため、本件被害者らには、本件土石流が物理的ないし直接的に人命や奪い、財産を流失ないし損壊したこと等によって生じた生命・身体・財産的損害及び精神的損害のほか、さらに、避難生活を余儀なくされたことによって生じた実損や精神的損害等があるといえる。

本件土石流による被害のより詳細な実態、また本件土石流によって本件被害

者らに生じたこれらの損害の算定方法及び損害額についての詳細は、次回準備
書面以降追って主張する予定である。

以上